

* 下田市地方就職学生支援金対象要件チェックリスト *

このチェックリストはご自身が支援金の対象となるか確認するためのものです

●大学、居住について

- ☐ 東京都内に本部がある東京都内に本部がある大学・大学院に在学（または卒業・修了）している
- ☐ 東京圏内の対象キャンパスに4年以上在学している（原則）
- ☐ 卒業・修了年度に東京圏に居住している
- ☐ 対象大学・キャンパス一覧に掲載されている

●就職について

- ☐ 静岡県内に勤務地がある企業等へ就職する（した）
- ☐ 週20時間以上の無期雇用契約である
- ☐ 下田市への移住を前提とした就職である
- ☐ 東京圏への勤務を前提とした採用ではない

●移住について

- ☐ 下田市へ移住した（または移住予定）
- ☐ 下田市に1年以上居住する意思がある
- ☐ 卒業・修了から1年以内、かつ就業開始から1年以内の申請（在学中の交通費申請を除く）

●対象外となる場合

次のいずれかに該当する場合は対象となりません。

- ☐ 官公庁等への就職（一部第三セクターを除く）
- ☐ 風俗営業等に該当する事業所への就職
- ☐ 3親等以内の親族が経営する企業等への就職
- ☐ 暴力団等の反社会勢力と関係する法人等への就職
- ☐ 就職先企業から交通費、移転費が支給されている場合
- ☐ その他、交付要綱で対象外と定められている場合

●申請前に確認してください

- ☐ 領収書は保管していますか。
- ☐ 移転費の場合、対象費用ですか。
（最低限の実費以外は対象となりません）
- ☐ 要件をすべて満たしていることを確認しましたか。
（申請は交通費・移転費各1回限りです）
- ☐ 必要書類は揃っていますか。
 - ☐ 申請書
 - ☐ 誓約書兼同意書
 - ☐ 本人確認書類（顔写真付きで住所が確認できるもの）
 - ☐ 就業（内定）証明書
 - ☐ 領収書
 - ☐ 卒業証明書又は在学証明書
 - ☐ 採用条件が確認できる書類
 - ☐ 移住元住所が確認できる書類
 - ☐ 口座振込依頼書（交付決定後に提出）

●注意事項！！

次の場合は支援金を返還していただきます。

- ☐ 虚偽の申請や居住・就業実態がないことが判明した場合
- ☐ 転入日等から1年以内に下田市外へ転出した場合
- ☐ 就業開始から1年以内に対象となる職を辞した場合
- ☐ 在学中に交通費を申請し、1年以内に下田市へ転入しなかった場合
- ☐ 在学中に交通費を申請し、1年以内に対象となる職を辞した場合

不明な点がある場合は、申請前に下田市へお問い合わせください。

※このチェックリストは制度の概要を確認するためのものです。申請にあたっては、必ず「下田市地方就職学生支援金交付要綱」を必ずご確認ください。

要件の詳細や解釈については交付要綱を優先します。

制度の詳細い内容は産業振興課地域経済促進係（0558-22-3914 / sangyou@city.shimoda.lg.jp）にご相談ください。